重点課題と取り知

産業開発・公共政策

働きがい、クリーンエネルギー、民主的統治、人々の尊厳と幸福のために

Tares National 2 ****

3 #単と報告を -/√/◆ 4 AAACC

















※SDGsの17の目標のうち、関連の強いものを表しています。



技術協力プロジェクトの専門家から鋳造技術を学ぶインドネシア金属工業開発センターの職員

分野の課題

- 民間セクターの成長支援と産業人材育成により働きがいの ある仕事を増やします。
- すべての人々に安価で安全、低炭素なエネルギーを届けませ
- 民主的で法の支配に基づく社会の実現、行財政や金融の近 代化・質の向上を支援します。

2016年度の取り組み

- 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で、日本発のカイゼンの域内各国での一層の普及促進が確認されました。
- 地熱分野での留学生受入れに加え、3種類の本邦研修を開始。オールジャパンでの人材育成支援の始まりです。
- → コートジボワールで法律情報提供のコールセンターが開所、 ミャンマーで日本型電子通関システムが稼働しました。

今後の協力

- 日本センターでのビジネス人材育成等、民間部門との連携 を強化し、「質の高い成長」と雇用拡大に貢献します。
- 気候変動対策と経済成長の両立を目指す電力マスタープランの策定支援を通じ、持続的開発の絵姿を共に考えます。
- ガバナンスを支える法制度整備と民主化支援、財政や警察 を含む行政機能の強化や金融の近代化を支援します。

民間セクター開発

開発途上国の経済成長の原動力となるのが民間セクターです。民間企業がダイナミックに成長し、より高い付加価値と雇用を創出することにより、強靭で包摂的な経済成長が実現することが期待されます。

近年、多くの開発途上国が外国直接投資の誘致に力を 入れており、一方で多くの日本企業が開発途上国を有力 な製造拠点や販売市場と位置づけ、積極的な事業展開を 進めています。JICAは、両者の連携を促進することで、 互恵的経済関係を強化しつつ、開発途上国のより効果的 な民間セクター開発に貢献することを重視しています。

■ 課題の概要とJICAの取り組み

JICAは、主に①ビジネス環境改善のための政策・制度の整備、②貿易・投資促進、③現地企業の競争力の向上、④観光を通じて、民間セクターの開発に取り組んでいます。これらを通じて、持続可能な開発目標(SDGs)のゴール8「経済成長」と ゴール9「産業と技術革新の基盤づくり」の達成に貢献します。

1. ビジネス環境改善のための政策・制度の整備

開発途上国がビジネス環境を整備し、産業の発展につなげられるよう、政策・制度の整備を支援しています。

各国が置かれた多様な状況に応じて、国家開発の重要な柱である産業振興政策の策定を支援しているほか、ビジネスの基盤となる企業法・競争法などの経済法、知的財産制度、基準認証制度、税関、金融関連制度などの整備や運用の改善について支援を行っています。

2. 貿易・投資促進

グローバル経済では、開発途上国が成長するためには 他国との貿易・投資が必須であり、以下の協力を行って います。

(1)貿易促進

開発途上国の輸出入額が世界の商品貿易に占める割合は増加傾向にあり、開発途上国の経済開発のために貿易は重要な役割を果たしています。貿易促進のため、JICAは税関などの貿易関連手続きの簡素化や円滑化、途上国企業の海外市場へのアクセス向上などを支援しています。

(2)投資促進

開発途上国は投資先としての存在感を年々増すと同時 に、外国投資を経済成長の原動力とし、国内産業の振興 に取り組む動きを見せています。

JICAは、投資環境の改善と投資機会に関する情報の積極的発信などを支援するため、投資促進分野のアドバイザーの派遣や「経済特区開発」の支援を行うとともに、「開発政策借款」等を通じて投資環境分野での政策・制度の改革、改善を支援しています。

3. 現地企業の競争力の向上

中小企業を中心とした現地企業の競争力向上のために、 「企業支援機能の強化」「産業人材の育成」に取り組んでいます。

(1)企業支援機能の強化

企業の競争力強化のためには、企業の経営資源、いわゆる「ヒト」「モノ」「カネ」と「情報」の充実が必要です。 JICAは、中小企業支援機関のビジネス開発サービス機能の強化や、産業クラスター育成などを支援しています。

(2)産業人材の育成

カイゼンをはじめとした日本的経営・生産管理手法に 対する開発途上国の関心は極めて高いものがあります。 アジアでは、8カ国に設置された日本センターを産業人 材育成の拠点として、ビジネス研修等の実施を支援し、 日本的経営・生産管理手法に通じた人材の育成に取り組 んでいます。

アフリカでは、カイゼン(品質・生産性向上)の普及を支援しており、8カ国で「カイゼン」の指導員を育成して企業等の指導を拡大しています。第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)では、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)と連携し、アフリカ全土にカイゼン活動を普及するイニシアティブの立ち上げが打ち出されました。

これらの協力の成果は、開発途上国の産業振興と、現 地に展開する日本企業の活動にも貢献することとなり、 開発途上国と日本の相互の利益につながることが期待さ れます。

4. 観光

観光産業は、成長の最も速い社会経済分野の一つとして位置づけられており、開発途上国の成長を促進する活力となり得る産業として、その重要性が年々高まっています。JICAは、観光資源を適切に活用する形で持続可能な観光開発を推進するための支援を行うことにより、開発途上国の地域経済の発展、雇用拡大、生活の質的向上に貢献することを目指しています。

資源・エネルギー

質の高い電力の安定的な供給、鉱業開発は、開発途上 国の産業基盤を整え、人々の生活の質を向上させるため に必要不可欠です。

一方で、資源・エネルギーの開発・供給については、二酸化炭素総排出量の約8割がエネルギー起源、うち約4割は発電に伴うものであることから、2015年12月のパリ協定を踏まえ、低炭素化が強く求められています。

こうした状況を踏まえ、JICAは「地球環境に優しい資源エネルギーの安定的かつ安価な供給への貢献」を念頭に、資源・エネルギーの課題に取り組んでいます。

課題の概要とJICAの取り組み

1. エネルギー

開発途上国にとって、低廉かつ低炭素なエネルギーを 安定的に確保することは喫緊の課題です。しかし、多く の国では必要な技術、資金、政策立案や実施を担う人材 が不足しています。

これらの課題に対し、JICAは、SDGsのゴールフ「近 代的なエネルギーへのアクセスの確保」にも貢献すべく、 "3L" (Low-Cost、Low-Carbon、Low-Risk) をバランスよく満たす電力供給を目指し、以下の支援を展開しています。

(1)電力アクセスの向上と安定供給の推進

JICAは、開発途上国の国家基幹電力系統の増強、電力へのアクセスと安定供給に長年注力してきました。近年は、ミャンマー、スリランカ、モザンビーク等に対する電力マスタープランの策定等のソフト面の支援のほか、高効率な火力発電に関する支援、アジア、アフリカ地域

タンザニア 天然ガス普及促進プロジェクト





クリーンで安価な エネルギー供給を

米国におけるシェールガスの開発、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)以降のCO2排出削減促進等の国際情勢のなかで、天然ガスの開発と活用に関心が集まっています。タンザニアでは1974年に確認された小規模のガス田の利用が進められていましたが、近年、深海の大規模ガス田が発見され、さらなる天然ガスの開発と活用が同国の最優先課題となっています。

JICAは、2016年度にタンザニアの天然ガスの利活用に関する情報収集・確認調査を実施。調査では、中長期的には、国際的資源価格の動向も見定めつつ、液化天然ガス(LNG)事業を中心に大水深ガス田の開発を進める方向性が確認されました。一方、短期的には、浅海域の小規模ガス田を利用する肥料やメタノール等のプロジェクトを先行事業として推進することが有効との分析がなされました。

その後、タンザニア側から、ガスの国内需要に対応するための計画づくりと浅海ガス田を利用した先行事業の具体化に向けた総合計画の策定支援が要請されており、協力はさらに拡大し深化しています。

安定的なエネルギーへのアクセス向上と、高効率化を推進 する取り組みがアフリカの産ガス国で加速中です。



日本のI NG施設を視察する研修員

における送配電網等の電力インフラの整備を支援しています。基幹電力系統の増強は、貧困層を含む幅広い層に低廉で安定した電力を届けることを可能にします[→ P.35、左事例を参照ください]。

(2)低炭素化の推進

地熱は、再生可能エネルギーであるとともに安定電源で、日本が世界トップレベルの技術を有しています。資源開発から地熱発電所建設まで、インドネシアや、ケニア等のアフリカ・リフトバレー諸国、さらには中南米において地熱発電開発を展開しています [→ P.42事例を参照ください]。

大洋州を中心とした島嶼国では、ハイブリッド・アイランド・プログラムとして、ディーゼル発電と再生可能エネルギーの最適活用による電力系統の整備を支援しています。

(3)長期的な人材育成

日本国内の大学等と連携し、地熱分野の行政官や研究 者の日本での学位取得を中心とした人材育成を推進して います。

2. 資源

鉱物資源の探査、操業には多くの資金と高い技術を要し、外国企業の参入も必要となります。しかし、開発途上国の多くは、鉱業政策・法制度や体制、基礎的な地質情報、インフラが不足しています。そこでJICAは開発途上国が抱える鉱業開発の課題に対し、ハード・ソフト両面での投資環境整備と人材育成の協力を進めています。人材育成では、日本国内の大学との連携による本邦長期研修(「資源の絆」プログラム)を進めており、開発途上国側と日本との人的ネットワークの構築、強化を目指しています。

ガバナンス

ガバナンスは、社会全体の仕組みに関わる課題であり、 開発途上国の発展の基盤となるものです。自由、法の支配、市場経済といった普遍的価値の共有を通じた開発途 上国の民主的な発展を支援するため、法・司法、公共安全、行政、公共財政、金融分野で協力を行っています。

課題の概要とJICAの取り組み

1. 法・司法制度整備

市場経済化や紛争後の安定化に際し、法制度の構築・改善が必要とされている国に対する人材育成等の協力を

実施しています[→ 右事例を参照ください]。

2016年度は、ミャンマー、カンボジア、ラオス等に 対する法令の整備・運用強化、実務改善、ベトナムやイ ンドネシアにおける法令の整合性確保等のための協力を 行いました。コートジボワールでは、司法アクセス改善 に向け、法情報提供のためのコールセンター設置に協力 しました。

2. 民主的制度の整備

公正な選挙の実施に向けた選挙管理委員会の能力向上、 議会の機能強化、権力の監視機能としてのメディアの能力強化など、開発途上国における民主的統治の基盤強化の支援に取り組んでいます。

2016年度は、カンボジアの選挙人登録プロセスや、ベトナムの国会事務局に対する協力を継続しました。また、ウクライナの放送局に対する協力を開始しました。

3. 公共安全分野

開発途上国の治安向上に向けて、交番/地域警察活動、 鑑識等の犯罪捜査技術に関する協力を、警察庁と都道府 県警察の協力を得て実施しています。

2016年度は、ブラジルでの交番/地域警察活動の全国普及、インドネシア、東ティモール等での市民警察の推進に向けた協力を継続しました。アフガニスタンの女性警察官向け研修(於トルコ)も実施しました。

4. 行政・公共財政管理・金融

この分野は、SDGsのゴール8「経済成長」、ゴール 16「ガバナンス・平和」に限らず、政策の形成・実施の 基礎としてSDGsの各ゴールに幅広く関係します。

(1)行政

開発途上国の総合的な行政機能を強化するため、公共 サービス改善に向けた公務員研修の強化、地方自治体の 計画策定能力の強化等に取り組んでいます。

(2)公共財政管理

公共財政管理は、開発計画策定から歳出入管理のあり 方まで広く関係する重要開発課題です。

業績予算の導入、公共投資管理、内部監査などの取り 組みを国際機関とも連携して進めています。

また、歳入行政に大きな役割を果たす税務や税関分野についても継続的に支援しています。特に税関分野では、通関システム導入や国境でのワンストップ・ボーダーポスト化等、貿易円滑化への取り組みも進めています [→ P.30、48事例を参照ください]。

(3)金融

金融分野は経済活動を支える重要なソフトインフラです。ベトナムでは日本の経験も活用し、国営企業改革と銀行の不良債権処理問題に取り組みました。ミャンマーでは中央銀行の資金・証券決済システムの導入支援、モンゴルでは資本市場の整備支援等、開発途上国の金融分野の近代化に取り組んでいます。

事例

コートジボワール 仏語圏アフリカ刑事司法研修



国境を越える犯罪に立ち向かう 刑事司法の精鋭たち

サハラ砂漠の南縁に広がるサヘル地域では、テロや組織犯罪など越境犯罪の脅威が深刻化しています。JICAは、同地域の安定化に向けて、仏語圏アフリカ8カ国を対象に刑事司法プロセスの改善を目指す研修を実施しています。

サヘル地域はアフリカのなかでも貧困が深刻で、テロなど 越境犯罪のリスクが高い地域です。こうした現状を踏まえ、 第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)ではテロと暴力的過激 主義への対応強化がうたわれました。対応には域内協力の強 化が重要であるため、JICAは、国連アジア極東犯罪防止研 修所(UNAFEI)と協力し、コートジボワールにおいて、同国 を含むセネガル、マリ、ニジェール、チャド、ブルキナファ ソ、モーリタニア、コンゴ民主共和国の8カ国の警察官、検 察官、裁判官を対象に第三国研修を実施しています。

2016年度は、捜査・起訴・公判の基礎とサイバー犯罪対策を取り上げました。コンピュータネットワークを使用した犯罪が近年、同地域で増加傾向にあることから、捜査等の能力向上が必要とされており、今日的課題を前に活発な議論が交わされました。

研修の最後には、研修員が各国ごとに「行動計画」を策定。 これを起点に、各国での刑事司法プロセスの改善が期待され ます。

